

この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第二項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ(二) (略)

第七條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正  
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)  
 第七條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法)</p> <p><b>第二十六条の三</b> 所得割(令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項において同じ。)の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>	<p>(令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法)</p> <p><b>第二十六条の三</b> 所得割(令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項及び第三項において同じ。)の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第八條 (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成二十一年厚生労働省令第七十五号)</p>	<p>の</p> <p>の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税(以下この項において「当該年度分道府県民税」という。)に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額(当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>
<p>第三十八條の二 令第二十九條第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p> <p>(令第三十五條第二号に規定する額の算定方法)</p> <p>第五十一條の二 令第三十五條第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p> <p>(令第四十三條の二第二項に規定する額の算定方法)</p> <p>第六十五條の三 令第四十三條の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六條第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十八條の二 令第二十九條第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p> <p>(令第三十五條第二号に規定する額の算定方法)</p> <p>第五十一條の二 令第三十五條第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p> <p>(令第四十三條の二第二項に規定する額の算定方法)</p> <p>第六十五條の三 令第四十三條の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六條第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。)」と読み替えるものとする。</p>
<p>(支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法)</p> <p>第三十八條の二 令第二十九條第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p> <p>(令第三十五條第二号に規定する額の算定方法)</p> <p>第五十一條の二 令第三十五條第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額(当該者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四條の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四條の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>
<p>(退所者給与金の支給の制限等)</p> <p>第五條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税(以下この項において「当該年度分道府県民税」という。)に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十</p>	<p>(退所者給与金の支給の制限等)</p> <p>第五條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税(以下この項において「当該年度分道府県民税」という。)に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十</p>